

第25期 軽井沢町農業委員会 第13回 総会議事録

発言者	内 容
	開会15時00分
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第13回総会を始めたいと思います。まず最初に会長のご挨拶をお願いいたします。
市村初仁会長	<p>委員の皆様、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。7月18日に例年より一日早い梅雨明けとなりました。今年は梅雨の期間が短い状況でしたが、九州など地域によっては雨量が多いのが特徴で、関東甲信越は例年並みとなっております。梅雨明け後は連日、猛暑日や真夏日が続き当町も30度以上を観測している日が多くございます。避暑地とはいえ、温暖化の影響は当町も例外ではなく、暑さ対策を怠ると熱中症のリスクが高まりますので、農作業に従事する皆様におかれましても十分な水分補給や休憩時間を確保いただきながら体調管理には留意され、農業委員会活動にもご尽力をお願いするものでございます。さて、先月には国会において食料、農業、農村基本法が改正されました。改正の趣旨は世界的な物価高や紛争等の影響により、食料の輸入が減少したり、ストップする事態に備える為、国内での食料供給体制の強化を図ることが目的でございます。今後、そのような事態が発生した際には、国より事業者を通じて生産者の方々にも増産の依頼があることをご理解ください。後ほど事務局より、この法律改正の成立に伴う関連法案についてもご説明がございますので、今後の農業を取り巻く情勢のご確認をお願いいたします。本日は総会後に暑気払いを企画しております。親睦を深めて相互に暑い夏を乗り切ることができるような会にしたいと考えております。</p> <p>本日、佐久農業農村支援センターの佐藤洋一郎係長がご出席いただいております。町側の佐藤正樹農林振興係長は欠席でございます。</p> <p>JA関係も含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。それでは軽井沢町農業委員会第13回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっております。
市村初仁会長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	農業委員総数14名中、14名の出席でございます。農地利用最適化推進委員7名中、7名の出席でございます。

	<p>軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p> <p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号6番の片山修委員と議席番号13番の佐藤寛治委員の2名をお願いします。</p>
市村初仁議長	次に4の事業報告について、事務局より報告願います。
青木事務局長	事務局長 「事業報告の説明」
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。
委 員	なし
市村初仁議長	無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請書」を議題にします。事務局より説明願います。
青木事務局長	<p>議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。次第は、4ページ、補足資料は1ページから7ページをお願いします。_____でございます。</p> <p>農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は、_____で、農地法による農地区分は_____農地になります。</p> <p>それでは、申請書に基づき説明させていただきます。</p> <p>番号1について、_____の_____ですが、_____は、_____、_____に_____のある、_____です。_____は、_____、_____に_____のある、_____です。</p> <p>次に、2の許可を受けようとする_____の_____ですが_____、_____、_____、_____は_____、_____は_____です。</p> <p>権利設定の内容は、_____による_____となります。</p> <p>次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考にして下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、_____の_____は_____の_____でありまして、_____の_____も_____に_____し、_____で_____を_____しましたが、_____は_____ではないことから_____の_____への_____を_____しておりました。_____、_____の_____の_____もあり、_____が_____した_____、_____を_____となりました。_____では_____、_____を_____する_____でございます。</p>

	<p>大型農機具関係ですが、トラクター6台、ホイールローダー1台、1.5tトラック2台、軽トラック3台を所有しております。</p> <p>農作業に従事する者関係についてでございますが、常時3名、臨時雇用3名です。次に権利設定する農地までの距離と時間ですが、自宅隣接地であるため、距離0km、車で0分となっております。</p> <p>農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、本人が300日従事しており、目安の150日には達しておりますので常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。次に、農地法第3条第2項第5号関係の権利取得後の経営面積状況関係ですが、問題ございません。次に、農地法第3条第2項第6号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しません。次に、農地法第3条第2項第7号関係の周辺地域への影響ですが周囲の農業者ともコミュニケーションが図られている為、問題ございません。</p> <p>次に農地法第3条第3項第2号関係の地域との役割分担についてですが、同地区内の共同作業等には参加している為、問題ございません。</p> <p>以上、農地利用の効率性、農業従事要件等、農地の権利を取得する要件は全て満たしていると判断いたしました。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1、について担当委員より説明をお願いします。</p>
市村正喜委員	<p>議席番号9番の市村正喜が議案第1号番号1について説明をさせていただきます。まず補足資料7ページをご覧ください。本申請地の位置について説明いたします。_____にある_____の____、_____に_____が_____の_____の____、_____の_____が_____の_____の_____の____、_____の_____が_____が_____する_____となっております、それで_____と_____して、_____があるわけですが、それが_____、ここも_____、_____の_____となっております。その_____が_____である_____が_____の_____でございます。_____に_____する_____は_____といわれる_____なわけですが、_____が____、____と言われても、_____にしか_____のような_____でありまして、____、_____の_____は_____です。_____まで_____の_____が_____で_____を_____されていた時も_____の_____である_____の_____を____、_____を_____ていただいていたとのことですが、_____の_____が_____で_____ができなくなつてからは、_____が_____を_____に_____いたということです。_____の_____は____、_____の_____を____、また_____としても_____されて、_____の_____からも_____されている_____です。_____の_____は____、_____を_____する_____を_____されており、_____の_____の_____に_____されていたということですが、_____は_____され、_____は_____の_____を_____</p>

	<p>おります。_____は_____を_____と_____との_____で、_____は_____の_____に_____されていまして、_____は_____がないということで_____、_____である_____の_____である_____に_____をしたところ、この_____の_____だしたということを_____おられました。_____ですが、_____の_____に全く_____はないところでありますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。中里推進委員補足説明はございますか。</p>
中里晃推進委員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>さきほどの事務局からの説明とあわせ、議案第1号番号1、についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり決し、許可します。次に議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請」を議題にします。 なお、当案件につきましては計画変更後の計画が議案第3号番号1及び議案第3号番号2、共に「農地法第5条第1項の規定による許可申請」となり同一事業となる為、議案第2号番号1から議案第3号番号2までの3つの議案をまとめてご審議いただきます。 当議案については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当り、柳澤友男委員が退席となります。 (柳澤友男委員退席)</p>
市村初仁議長	<p>農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない事になっています。 それでは事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>それではさきほどの会長のご説明のとおり、議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請」、議案第3号番号1及び議案第3号番号2「農地法第5条第1項の規定による許可申請」についてご説明します。</p>

次第5・6ページ、補足資料8ページから 28ページ、をお願いします。
_____でございます。まず議案第2号番号1の計画変更について説明いたします。次第5ページ、補足資料8ページから 10ページをお願いします。
計画変更は一度農地転用が許可になった案件につきまして、許可後の諸事情等の理由により事業が完了していない場合に許可を受けた申請者以外の方が別途の事業実施時に事前に計画変更及び5条申請が必要となるものでございます。
_____は____、_____に_____がある、_____です。
_____の_____は____、____、____、____は____、____は_____です。
_____については補足資料13ページをご覧ください。_____から_____に_____にある_____を_____ほど_____した_____に_____しています。_____は____、_____で_____として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、_____に_____のとおり、許可後の_____の_____により_____していた_____を_____となりました。_____と_____を_____いしましたが、_____の_____を_____ため、_____と_____もつかず、_____の_____であった_____である_____も_____いることもあり、_____に_____おります。_____の_____ができれば_____を_____する_____しておりますが、____、____の_____の_____に_____ため、計画変更申請を行うこととなりました。_____を_____が_____でありまして、_____を_____に_____することに伴い、_____は_____の_____の_____が_____を_____することが_____となることから、_____の_____として_____を_____したいものでございます。_____の_____では、_____が_____を_____できなかった____、_____の場合は_____の_____は_____に_____を_____かの____、_____の_____を_____する_____がございます。_____の_____では_____が_____できなかった_____は____、_____の_____は_____に_____している、_____が_____に_____されており、_____の_____を_____いると_____いたしました。
_____が議案第2号番号1の説明となります。次に_____である_____が_____する_____に_____議案第3号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請」を説明いたします。次第6ページ、補足資料8ページから 19ページをお願いします。なお、議案第3号番号1と議案第3号番号2の_____をまとめた地図及び公図を別途参考資料で用意しておりますので、そちらもご確認ください。所在地はさきほどの議案第2号番号1でご説明した通りでございますが、_____は_____のうち、_____が_____となります。_____は_____により_____が_____している為、_____には_____の_____を_____してございます。_____は_____に_____のある____、____、_____です。場所は別途の資料をご覧ください。_____の_____につきましてもさきほどご説明通りでございますが補足資料13ページをご覧ください。_____は_____の_____に_____の_____としても_____する____、_____の_____を_____ものでございます。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブッ

ク 4-20 ページになります。(農地法第 5 条第 2 項第 3 号) の 資力・信用については、_____、_____です。_____となり_____が添付されております。

利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第 5 7 条第 1 号) の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。次に(施行規則第 5 7 条第 2 号) 他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第 5 7 条第 2 号の 2) 行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第 5 7 条第 3 号) の農地等以外の土地利用見込みもごさいますが、問題ありません。

次に(施行規則第 5 7 条第 4 号) の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題ありません。次に(施行規則第 5 7 条第 5 号) の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第 5 条第 2 項第 4 号) の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており問題ありません。

また、今回の転用は(農地法第 5 条第 2 項第 5 号) 一時転用となります。以上により議案第 3 号番号 1 については許可できない場合に該当しません。

続いて議案第 3 号番号 2 について説明いたします。_____は_____、_____に_____のある_____です。_____は議案第 3 号番号 1 でご説明した_____となります。_____の_____は_____、_____、_____は_____、_____は_____のうち_____です。場所は別途の地図及び公図にてご確認ください。_____も_____でございますが、補足資料 23 ページをご覧ください。_____で_____する_____は_____の_____の_____を_____いたします。

それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック 4-20 ページになります。(農地法第 5 条第 2 項第 3 号) の 資力・信用については、_____、_____です。_____となり_____が_____されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第 5 7 条第 1 号) の申請の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。

次に(施行規則第 5 7 条第 2 号) 他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第 5 7 条第 2 号の 2) 行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第 5 7 条第 3 号) の農地等以外の土地利用見込みもごさいますが、問題ありません。次に(施行規則第 5 7 条第 4 号) の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題ありません。

次に(施行規則第 5 7 条第 5 号) の土地の造成 のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第 5 条第 2 項第 4 号) の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており問題ありません。また、今回の転用は(農地法第 5 条第 2 項第 5 号) 一時転用となります。以上に

市村初仁議長	より議案第3号番号2については許可できない場合に該当しません。
土屋哲農地部長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号1、議案第3号番号1、議案第3号番号2について担当委員より説明願います。</p> <p>議席番号3番の土屋哲が議案第2号番号1、議案第3号番号1、議案第3号番号2についてを説明いたします。_____が_____の_____ですが、場所はさきほど事務局説明の通りです。_____の_____は_____で、_____の_____が_____、_____が_____となり、_____、_____と_____と_____ということで_____の_____を_____することとなりました。_____の_____より_____の_____を_____、_____に_____の_____、_____の_____、井出推進委員と私で_____を_____しました。まず議案第2号番号1ですが、場所は補足資料の13ページをご覧ください。_____に_____の_____となります。_____は_____に_____の_____に、_____により_____がでていた_____でしたが、_____の_____が_____で_____の_____となっております。9ページに_____が_____されていますのでご覧ください。続いて議案第3号番号1ですがさきほど説明した議案第2号番号1と_____になります。_____されていた為、_____からは_____されていた_____ではありましたが、_____、_____が_____でした。_____の_____、_____が_____となっております。この案件は_____までの_____となり、この_____の_____は_____として_____されておりますが、14ページに被害防除措置も提出されており、_____を_____の_____となっておりますので_____と_____いおります。_____は_____として_____りますがこれに_____と_____おります。続いて議案第3号番号2について説明をいたします。申請地は21ページをご覧ください。_____から_____の_____となります。_____、_____の_____、_____ですが、この_____は_____の_____として_____していた_____となります。こちら_____を_____、_____などで_____をつける予定です。24ページに被害防除措置も提出されております。この_____とさきほどの議案第3号番号1がつながりますが、_____に_____の_____があります。25ページに_____より_____されております。以上のことから_____、_____になっても何ら問題はないと考えております。皆様の慎重なご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	ありがとうございました。井出推進委員、補足説明はございますでしょうか。
井出千恵子推進委員	ありません。

市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号1、議案第3号番号1、議案第3号番号2についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第2号番号1、議案第3号番号1、議案第3号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号1、議案第3号番号1、議案第3号番号2を原案どおり可決いたしました。柳澤友男委員の復席を認めます。</p> <p style="text-align: center;">(柳澤友男委員復席)</p> <p>柳澤友男委員に申し上げます。議案第2号番号1、議案第3号番号1、議案第3号番号2は原案どおり可決しましたので、お知らせします。</p> <p>次に議案第3号番号3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第3号番号3についてご説明します。次第6ページ、補足資料29ページから46ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____、_____に_____のある、_____、_____は_____、_____、_____に_____のある_____、_____です。_____は、_____ありまして、_____、_____、_____、_____は、_____は_____、_____は_____、_____、_____は_____、_____は_____、_____で_____です。_____も含まれますと_____となります。</p> <p>_____でございますが、_____に_____がございますが、_____の_____となりまして、_____の_____、_____から_____に_____ほど_____となります。</p> <p>_____の_____ですが_____の_____、_____は_____より_____で_____を_____する_____を_____おりましたところ、_____の_____との_____が_____した、_____を_____となりました。_____では_____は_____となりますが、_____としての_____でなければ、_____が_____する_____での_____も_____であります。_____には_____の_____ではなく、_____が_____が_____であることを_____しております。権利関係は_____による_____となります。町の用途地域区分_____で、農地法による農地区分は、_____になります。それでは農地転用の一</p>

	<p>般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、____、____、____で____となり、____となりなりまして____が____されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当しません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用もございますが、問題ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており問題ありません。また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第3号番号3については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第3号番号3について担当委員より説明願います。</p>
坂本雄樹委員	<p>議席番号12番の坂本雄樹が議案第3号番号3についてを説明いたします。____に____、____、____で____を行いました。場所はさきほど事務局説明の通りです。____は____に____いて、____は____は____されておられません。____の____は____をしていて、____は____の____もしていたんですけども、ここ____は____していません。また____を____ことは____であるとのこと。____の____は____で____を____して、ちょうど____で____がついて____となりました。この____は____の____がないので、また____な____を____はありません。被害防除措置も提出されており特に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。片山晃推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
片山晃推進委員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号3についてご意見のある方はお願いします。</p>

委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第3号番号3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第3号番号3を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第3号番号3は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に議案第3号番号4及び議案第3号番号5「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。両議案とも同一の借受人、事業となりますので一括でご審議をお願いいたします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第3号番号4及び議案第3号番号5についてご説明します。両議案ともそれぞれの_____から_____である_____、_____に_____のある_____、_____、_____が_____での_____に_____の_____として_____に_____の_____を_____ものでございます。</p> <p>それではまず議案第3号番号4から説明いたします。次第7ページ、補足資料47ページから57ページ、をお願いします。</p> <p>_____は_____、_____に_____のある、_____です。_____の_____ですが、_____、_____、_____は、_____は_____です。議案第3号番号5で説明するもう_____を_____すると_____となります。場所でございますが、補足資料50ページに位置図がございますが、_____の_____の_____から_____した_____の_____の_____ほど_____となります。</p> <p>_____の_____ですがさきほど申し上げましたが、_____に_____を_____するにあたり、_____に_____ことや_____や_____を_____できる_____の_____が_____なかった為、_____による_____を_____ものでございます。なお、_____は_____にも_____が_____の_____で_____した_____があります。_____は_____となります。町の用途地域区分は_____で、農地法による農地区分は_____になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、_____、_____、_____で_____となり、_____となりまして_____が添付されております。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年</p>

__月__日までが工事期間となっております。

次に（施行規則第57条第2号）他法令の許認可等については、該当しません。
次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用見込がない為、問題ありません。

次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題ありません。次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており問題ありません。また今回の転用は（農地法第5条第2項第5号）の一時転用となります。以上により議案第3号番号4については許可できない場合に該当しません。

続いて議案第3号番号5についてご説明いたします。次第7ページ、補足資料58ページから68ページ、をお願いします。_____は__おり、____、____に__のある、____、もう__が____、____に__のある、_____です。

_____の_____ですが、____、____、__は__、__は____です。さきほどご説明した議案第3号番号4の_____を__すると_____となります。場所でございますが、補足資料59ページに位置図がございますが、さきほど説明した議案第3号番号4で説明した__の__に__しています。_____も議案第3号番号4で説明した通りでございますので、説明は省略いたします。町の用途地域区分は_____で、農地法による農地区分は_____になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。（農地法第5条第2項第3号）の資力・信用については、____、__、____、_____となり、_____となりまして_____が_____されております。

利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に（施行規則第57条第1号）の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月3__日までが工事期間となっております。

次に（施行規則第57条第2号）他法令の許認可等については、該当しません。
次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用見込がない為、問題ありません。

次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題ありません。次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており問題ありません。また今回の転用は（農地法第5条第2項第5号）一時転用となります。以上により議案第3号番号5については許可できない

	場合に該当しません。
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第3号番号4及び議案第3号番号5について担当委員より説明願います。
成田昭人委員	推進委員の成田が議案第3号番号4及び議案第3号番号5についてを説明いたします。_____に_____の_____である_____、加藤委員、諸星委員、私で_____を_____しました。場所についてはさきほど事務局説明の通りです。議案第3号番号4の_____の_____が_____、議案第3号番号5の_____、_____の_____である_____が_____の_____に_____ございます。_____は_____でも_____が_____されておらず、_____には_____の_____で_____が_____、_____として_____して_____こともあり、_____も_____に_____こちらを_____したいとのことです。この_____の_____を_____の_____の_____があった_____に_____を_____するという_____ことで_____であります。_____には_____、_____を_____、_____と_____に_____ように_____するとのことです。_____は_____や_____など_____があり、_____されている_____は_____ございませんので_____ございません。皆様のご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。諸星委員、加藤委員補足説明はございますでしょうか。
諸星恵美子委員	ありません。
加藤一秀委員	ありません。
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号4及び議案第3号番号5についてご意見のある方はお願いします。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第3号番号4及び議案第3号番号5につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委 員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第3号番号4及び議案第3号番号5を原案どおり可決いたしました。よって、議案第3号番号4及び議案第3号番号5は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

	次に議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。
青木事務局長	議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第8頁から9項、補足資料は、69項をお願いします。軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。8月の公告分でございますが、再設定が、1件、1筆、面積は、2,700㎡、内訳は、畑2,700㎡です。合計で、1件、1筆、面積は、2,700㎡で、内訳は、畑が2,700㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。 それでは、議案第4号、軽井沢町農用地利用集積計画の8月公告分について、ご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画8月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。 次に6、のその他事項に進みます。(1)のJA関係、で土屋会長代理をお願いします。
土屋史彦会長代理	JA関係は私から7月20日現在を報告します。主要品目のみ申し上げます。キャベツが88,114ケース、単価が890円、金額が78,418,000円、前年対比で数量が124%、単価が67%、金額が83%でございます。レタスですけれども数量が53,179ケース、単価が1,361円、金額が72,369,400円、前年対比で数量が92%、単価が106%、金額が98%でございます。チンゲン菜は数量が17,709ケース、単価が883円、金額が15,633,900円、前年対比で数量が82%、単価が116%、金額が94%。合計ですけれども、数量が176,321ケース、単価が1,044円、金額が184,031,000円、前年対比で数量が104%、単価が86%、金額が89%です。キャベツは数量は出てはいるんですけれども、値段が厳しい状況です。特記事項ですが、生育状況ですけれども上旬、中旬と非常にキャベツの生育

	<p>が促進されまして、しっかりとまとまった状態でありまして、依然、いまだに大玉傾向であります。この原因では夜温が非常に高く、例年ですと16、17度が普通なんですけど、ここ最近では20度以下にはなっていないことで大玉になっているということがございます。ちなみに25日現在のキャベツですけれども、2L、大玉6玉ですけれども、こちらがだいたい全体の20%、7玉も20%、L、こちらが8玉なんですけれどもこちらが38%、それからレタスですが2L、12玉、それから14玉ですけれどもこちらが35%、Lがわずか6%、2Laが9%、Laが20%という状況でございます。非常に農家の皆さんは生育促進されて、作業に追われております。それから梅雨が明けて干ばつとなり、活着不良が懸念されます。枯れてしまって植えなおしている方もおります。事業関係ですが、レタスは7月7日から19日ですけれども全県での廃棄事業が発動されました。またキャベツは7、8、10日に産地自主廃棄事業が発動され、圃場で廃棄がされました。病害虫関係は太字の部分、キャベツ、レタスとも軟腐病が多発されまして、さきほど申し上げたように夜温が高く、日中も温度が高い状態が続いていることが原因です。私借宿なんですけれども、昨日、おとといと隣のレタスの圃場ですが、他の農家さんはほぼ半分つぶれているような状況で、話をしたんですが夏はもうレタスが作れないのではないかと。非常に心配をしている状態でした。後、今年はアブラムシが多く見られるとのことでした。それから野菜部会事業活動ですけれども、本日ですね、廃プラの回収作業が行われております。前回の総会時に廃プラの予定を申し上げることができず、申し訳ございませんでした。今後の予定は次回総会時に申し上げたいと考えております。7月29日に役員会は開催されます。私のほうからは以上です。</p>
市村初仁議長	JA関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に(2)支援センター関係については佐藤係長お願いします。
支援センター 佐藤係長	別紙「生育概況等説明」
市村初仁議長	ただ今の支援センターからの説明で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ佐藤農林振興係長は本日欠席でございますので、(3)は省略し、次に(4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。

青木事務局長

次第 10 ページをお願いします。 「説明する。」

それと、お手元に配布しているタイミーの資料をご覧ください。タイミーは東日本を中心にスマートフォンのマッチングアプリを使用した求人会社でございます。主には当町では観光関連の事業者が利用しておりますが、先日、農業分野での利用も推進していく為、農業者の皆様にも制度を周知したいとの依頼がございました。農家の元で働きたいワーカーは自分のプロフィール等を登録するだけとなり、履歴書の提出は必要ございません。求人を募集する農家側はその条件となる業務内容を登録し、ワーカーがその内容を確認して申し込んでくればマッチングが成功となります。早ければマッチングの翌日には圃場で作業が可能となります。登録しているワーカーは10代から40代までの若年層が多く、主には会社員が副業的に利用しているとのこと。登録者は第3者評価を受けており、評価が低いワーカーは登録を停止したり、除外されている為、ワーカーの意欲や労働力は高いとのこと。賃金については農家側が現金を用意する必要はなく、タイミーで一度、立替でワーカーに支払うので農家は後日、手数料の30%分を上乗せしてタイミーの口座に振り込みする制度となります。業務終了後にすぐ賃金が支払われることもあり、最低労働賃金でも人材は集まってくるとのことです。以上タイミーの概要を説明しましたが、この件に関して役員の方々とも協議し、農家にとってメリットがある求人募集方法ではないかの結論になりましたので、来月の総会時にタイミーの方にご出席いただき、直接ご説明をさせていただく予定となりましたことをご報告をいたします。

次に会長挨拶でも申し上げましたが、先月の国会で農業に関する法律の改正が採決されました。改正の趣旨は食料の安全保障が主な改正点となりまして、物価高や紛争の影響により、国内への食料輸入減少やストップすることが懸念されておりますので、本改正では食料生産基盤の強化や農地の確保を図っていくものでございます。お手元の食料の安定供給のための農地の確保と記載された資料をご覧ください。1ページ目をお開きください。食料安全保障の根幹は人と農地の確保が必要と記載されております。農地の確保についてはいわゆる農振農用地の面積を減らしていかない為の措置の強化が示されております。農振農用地を除外する際の除外要件を全て満たすことや各都道府県において確保すべき農地面積目標が設定されておりますが、その目標達成に影響がないこと。それと除外する面積が大きい場合には、国が関与する規定が加わっております。当町は自己都合での除外は受けておらず、公共物設置や公共工事以外で面積を大きく減らしていく可能性は低い状況ではありますが、現在の社会状況を踏まえ、この法律改正を今後も注視していく考えでおります。次に同様に農地の確保のための措置として農地転用に係る手続きの厳格化がございました。5ページをご覧ください。現状の制度では転用許可後には事業の進捗状況を確認するため許可後から3ヶ月後とその時点で事業が完了していなければ、以降は1年ごとに進捗状況報告書をご提出いただいております。しかしその報告自体には法律的な義務付けがされておらず、不適切な転用を防止することを目的とする実施状況の報告義務や転用許可に際しての条件を付すことも法律に位置付け、違反転用を行い現状回復等の措置命令

	<p>を受けた者が、命令に従わない場合にはその旨を公表する仕組みも創設して手続きの厳格化を図ります。次に6ページになります。農地法3条も改正され、農地の権利取得の許可要件の例示として、農作業に従事する者の配置状況、農業関連法例の遵守状況を追加しております。3条の権利取得の際に、各農地で農作業に従事する者の配置が可能なのか、農業関係法令では種苗法や農薬取締法を守っているのか等、耕作者の属性の確認が申請時に必要となる予定です。7ページになります。農地を確保して活用する措置も明記されております。その受け皿となるのが農地所有適格化法人です。町内でも9法人ございます。農地所有適格化法人は一般法人とは異なり、農地を所有することが可能でございます。所有することはできますが、安易な農地転用を防止する為、農業に特化した法人であることが適格法人の条件でございます。その条件の一つである適格法人への出資につきましても、農業関係者以外の出資を制限しているのが現状ではありますが、今回の農業経営基盤強化促進法の改正により、農地の受け皿となる農地所有適格化法人の基盤を強化していくには、その出資の範囲を広げ食品事業者等、その法人と関係性のある事業者からも出資を可能とし、農業経営の発展を目指すものでございます。これに取り組むには基盤法に基づき事前に計画を国へ提出して認定を受けることが必要であります。要件としては認定農業者として5年以上の実績があることや地域計画に位置付けされていること等がございます。以上が法律改正の概要であります。改正点の詳細が今後国、県等から示されましたらまた改めて皆様に周知させていただく予定です。事務局からは以上でございます。</p>
市村初仁議長	ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。
委 員	なし
市村初仁議長	その他、全体を通して何かございますか。
委 員	なし
市村初仁議長	<p>それでは、第25期軽井沢町農業委員会第13回総会を閉会といたします。 大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 16時32分</p> <p>終了後に役員及び視察委員と今年度の視察箇所について協議し、以下内容で最終決定した（3日目を東京→埼玉に変更）</p> <p style="text-align: center;">軽井沢町農業委員会視察（2泊3日）</p> <p>日程 11月13日（水）から11月15日（金）</p> <p>【関東方面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川→千葉→埼玉

	<p>※初日は神奈川県三浦半島での大根、キャベツを視察</p> <p>※2日目は千葉県で有機農業やドローンを使用した取り組みを視察</p> <p>※3日目は埼玉県でコンポスト（人糞堆肥）等を視察</p> <p>※移動手段はバス。</p> <p>※8月総会時に視察委員が委員に視察内容を説明して各委員に参加を依頼する。出欠期限は9月総会時まで。</p>
--	---